

第1回横手市総合計画審議会

と き：令和2年11月25日（水）午後6時00分

ところ：横手市役所 本庁舎2階 第1会議室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 会長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
6. 職務代理の指名・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
7. 議事
 - (1) 審議会の進め方について・・・・・・・・資料2
 - (2) 第2次横手市総合計画後期基本計画骨子案について
・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-1、資料3-2
 - (3) 横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証について
・・・・・・・・・・・・・・・・資料4-1、資料4-2
 - (4) 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案
について・・・・・・・・・・・・・・・・資料5-1
8. その他
9. 閉 会

横手市総合計画審議会 委員名簿

※敬称略

| | | 委員 | 備考 | | |
|--------|-------|--------------------------|------------------------|--------|--|
| 一 号 | 1 | 学識経験者 佐々木 均 | 秋田大学 横手分校長 | | |
| | 2 | 学識経験者 眞壁 聡子 | 秋田県立秋田南高等学校長 | | |
| 二 号 | 3 | 住民代表 奥山 ひとみ | NPO法人 あきた キッズネットワーク | | |
| | 4 | 住民代表 木村 忍 | 横手市PTA連合会 会長 | | |
| | 5 | 住民代表 高橋 美鈴 | 横手市交通安全母の会 連絡協議会 | | |
| 三 号 | 団 体 名 | | 役 職 | 氏 名 | |
| | 6 | 横手市社会福祉協議会 | 常務理事 | 佐藤 正弘 | |
| | 7 | 秋田ふるさと農業協同組合 | 代表理事専務 | 柿崎 大二郎 | |
| | 8 | 横手商工会議所 | 専務理事 | 高橋 雅博 | |
| | 9 | よこて市商工会 | 事務局長 | 堀内 勝彦 | |
| | 10 | 秋田県南工業振興会 | 会長 | 高橋 幸雄 | |
| | 11 | 横手市観光推進機構 | 理事長 | 奥山 和彦 | |
| | 12 | 秋田銀行横手支店 | 支店長 | 岡部 宏哉 | |
| | 13 | 北都銀行横手支店 | 執行役員支店長 | 伊藤 大介 | |
| | 14 | Society5.0 YOKOTEコンソーシアム | 会長 | 岩根 えり子 | |
| | 15 | 横手かまくらFM | 編成制作次長 | 佐藤 実園 | |
| | 16 | 南部市民活動サポートセンター | 次長 | 奥 ちひろ | |
| | 17 | 行財政改革推進委員会 | 委員 | 鈴木 百合子 | |
| | 18 | 秋田県平鹿地域振興局総務企画部地域企画課 | 課長 | 北野 悟 | |

任期：令和2年11月25日～令和4年11月24日

○横手市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第14号

改正 平成20年6月30日条例第29号

平成26年12月10日条例第37号

平成30年12月12日条例第38号

(設置)

第1条 総合計画の策定等に当たり、市長の諮問機関として、横手市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会では、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横手市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 横手市総合計画基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会の委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月10日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日条例第38号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

●第2次横手市総合計画について

横手市総合計画とは、まちづくりの基本的な指針となるもので、この計画に基づき行政運営を行っております。

当市では、平成28年度から10年間を計画期間とした第2次横手市総合計画を策定しております。総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、その内容は次のとおりとなります。

基本構想

基本構想は、平成28年度から令和7（2025）年度までの10年間を対象期間とし、令和7年度における当市の将来像とまちづくりの指針を示すものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した基本目標を達成するための施策の大綱を示すもので、可能な限り現状の数値と達成目標値を示していくものです。

基本構想と同様に、平成28年度からの10年間を期間とし、前半の5年を前期基本計画、後半の5年を後期基本計画としております。後期基本計画は、令和3年度を始期とした5年間の計画となります。

実施計画

実施計画は、基本計画を推進するための事業ごとの計画です。社会情勢変化に柔軟に対応するため、3年単位で実施事業を定めた計画を策定し、毎年チェックを行いながら更新するものです。実施計画では、事業内容、実施予定年度及び事業期間等を示します。

●横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

横手市まち・ひとしごと創生総合戦略は、第2次横手市総合計画の基本構想に位置付ける2つの重点目標を基軸として、人口減少の克服を目指すための個別重点プロジェクトと位置付けられた施策です。

計画期間は、平成27年度から令和2年度までになっており、第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略は令和3年度から5年間の計画を予定しております。

●審議会の役割について

横手市総合計画審議会は、市長が作成した計画案の諮問を受け、その内容について審議し、市長に対して答申を行う役割を担っていただきます。

また、現行の横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略における事業の検証及び、第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の計画内容についてご審議いただきます。

横手市総合計画審議会について

●審議していただく視点

市民目線でわかりやすい計画、また、市民の皆さんや市職員が目標とその達成状況を共有・評価できるような計画となるようご審議をお願いいたします。

●審議会のスケジュールについて

- ① 令和2年11月25日（水）
委員委嘱
第2次横手市総合計画後期基本計画骨子案
横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証及び次期総合戦略骨子案
- ② 令和3年1月上旬
第2次横手市総合計画後期基本計画素案
第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案
- ③ 令和3年2月上旬
第2次横手市総合計画後期基本計画（案）諮問
第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
- ④ 令和3年2月中旬
第2次横手市総合計画後期基本計画（案）答申

第 2 次総合計画後期基本計画骨子案（政策・施策）

骨子案検討に当たり

- ・「1. 目指す将来の姿」「2. 取り組み方針」「3. 現状と課題」の振り返りを行い、骨子案を作成しました。
- ・「政策」「施策」の本質的な部分での変更はありません。
- ・修正箇所は「政策 2」「施策 2 - 4」「施策 3 - 5」「施策 7 - 1」の 4 か所。修正理由は、当該区分の右側に記載。

※修正箇所を見え消しで表示

■【政策 1】

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|-------------------------------------|-------------------|------|
| 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます | | 修正なし |
| 施策 1 - 1 | 子育て支援の充実 | 修正なし |
| 施策 1 - 2 | 健康な心と体づくりの推進 | 修正なし |
| 施策 1 - 3 | 健康でいきいきとした高齢社会の推進 | 修正なし |
| 施策 1 - 4 | 障がい者（児）福祉の充実 | 修正なし |
| 施策 1 - 5 | 低所得者福祉の充実 | 修正なし |
| 施策 1 - 6 | 福祉を支える人材の確保と育成 | 修正なし |

■政策 2

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|--------------------------------------|---|---------------------|
| 学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます | | 広く生涯学習を振興する意図を示したい。 |
| 施策 2 - 1 | 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 | 修正なし |
| 施策 2 - 2 | 安全で安心して学べる教育環境の整備 | 修正なし |
| 施策 2 - 3 | 元気なまちを築く生涯スポーツの促進 | 修正なし |
| 施策 2 - 4 | 活力ある地域と心豊かな人を創る 心を豊かにする生涯学習の推進 | 他の施策と表現を合わせ、簡略化したい。 |
| 施策 2 - 5 | よこての伝統文化の継承と再発見 | 修正なし |

■政策 3

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます | | 修正なし |
| 施策 3 - 1 | 安心して暮らすことのできるまちづくりの推進 | 修正なし |
| 施策 3 - 2 | 美しい自然環境と快適な生活環境の保全 | 修正なし |
| 施策 3 - 3 | 災害に強いまちづくりの推進 | 修正なし |
| 施策 3 - 4 | 循環型社会の一層の推進 | 修正なし |
| 施策 3 - 5 | エネルギー の地産地消地球温暖化対策の推進 | エネルギーの地産地消を含め、より広義な意味合いを含めるための修正。 |

■政策 4

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|--------------------------------------|-------------------|------|
| 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります。 | | 修正なし |
| 施策 4 - 1 | 魅力ある農林業の振興 | 修正なし |
| 施策 4 - 2 | 活気ある商業の振興 | 修正なし |
| 施策 4 - 3 | 活力ある工業の振興 | 修正なし |
| 施策 4 - 4 | 観光・物産資源の発掘と発信 | 修正なし |
| 施策 4 - 5 | 企業誘致の推進、企業留置と雇用対策 | 修正なし |

■政策 5

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|----------------------------------|-------------------------|------|
| 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます | | 修正なし |
| 施策 5 - 1 | 雪国の快適な暮らしの実現 | 修正なし |
| 施策 5 - 2 | 快適な移動空間の実現 | 修正なし |
| 施策 5 - 3 | 市民が利用しやすい公共交通の充実 | 修正なし |
| 施策 5 - 4 | 地域拠点整備による市街地の活性化 | 修正なし |
| 施策 5 - 5 | 安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理 | 修正なし |
| 施策 5 - 6 | 市民がくつろげる公共空間の整備 | 修正なし |

■政策 6

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|------------------------------|-------------------------|------|
| やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます | | 修正なし |
| 施策 6 - 1 | 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実 | 修正なし |
| 施策 6 - 2 | 男女が尊重し合う社会づくり | 修正なし |
| 施策 6 - 3 | 情報を共有する環境の整備 | 修正なし |
| 施策 6 - 4 | 市内外との交流連携の推進 | 修正なし |

■政策 7

| 政策・施策名 | | 修正理由 |
|--------------------------------|-----------------------------------|--|
| 横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます | | 修正なし |
| 施策 7 - 1 | 市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の 確立 推進 | 成果重視の考え方は浸透しており、行政評価の仕組みはほぼできてきているため、今後はその方針を推進していく。 |
| 施策 7 - 2 | 財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進 | 修正なし |
| 施策 7 - 3 | 戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実 | 修正なし |